

札幌市下水道科学館飲料水水質検査及び受水槽清掃業務仕様書

1 業務名

札幌市下水道科学館飲料水水質検査及び受水槽清掃業務

2 履行場所

札幌市下水道科学館（札幌市北区麻生町 8 丁目 創成川水再生プラザ敷地内）

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1) 飲料水水質検査

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、飲料水の水質検査を実施し、検査結果を委託者に書面で提出すること。（検査項目及び検査頻度は別紙参照）

(2) 受水槽清掃

ア 履行期間中に 1 回、水槽（2 m²）内排水後、水槽内設備機器の点検を行った上で清掃を行うこと。

イ 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水を完全に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行うこと。

ウ 水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて 2 回以上水槽内の消毒を行うこと。

エ 水槽の水張り終了後、給水栓及び水槽における水について、残留塩素の測定、濁度・色度・味・臭気の検査を行うこと。

5 提出書類

(1) 受託者は、契約締結後、速やかに委託者に業務工程表を提出すること。

(2) 受託者は、各業務が終了した後、速やかに業務報告書を提出すること。

6 契約金額の支払い

支払いは全ての業務を実施した後、業務完了届を提出し、委託者による検査が終了した後とする。

7 その他

(1) 環境配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

- オ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- カ 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について、自覚をもつような研修を行うこと。

(2) その他

- ア 作業の実施日は、委託者と協議して決定すること。
- イ 当該点検作業にあたり、下水道科学館の来館者の安全確保に努めること。
- ウ 作業に必要となる工具、器具及び消耗品類等については、受託者の負担とする。
- エ 市所有の備品を使用する場合は、委託者と協議すること。
- オ 業務の実施にあたり、受託者の不注意により生じた事故及び故障等は、一切受託者が責任をもって処置すること。
- カ 作業に伴って発生した廃材等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関係法令を遵守し適正に処理すること。
- キ 下水道科学館内外の作業で、下水道科学館運営管理者又は市職員の業務に支障を及ぼすおそれのある作業をする場合は、委託者の指示する時間帯に実施すること。
- ク 本仕様書に明記されていない事項については、委託者と協議すること。

水質検査別紙（検査項目及び検査頻度）

	項 目	検査頻度
11 項 目	一般細菌	2 回 ※ 6 か月以内に各 1 回測定（1 回目は 9 月末頃までの間に測定）
	大腸菌	
	亜硝酸態窒素	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	
	塩化物イオン	
	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	
	pH 値	
	味	
	臭気	
	色度	
	濁度	
5 項 目	鉛及びその化合物	1 回 ※実施時期については委託者より指示する
	亜鉛及びその化合物	
	鉄及びその化合物	
	銅及びその化合物	
	蒸発残留物	
12 項 目	シアン化物イオン及び塩化シアン	1 回 ※概ね 9 月末頃までの間に測定
	塩素酸	
	クロロ酢酸	
	クロロホルム	
	ジクロロ酢酸	
	ジブロモクロロメタン	
	臭素酸	
	総トリハロメタン	
	トリクロロ酢酸	
	ブロモジクロロメタン	
	ブロモホルム	
	ホルムアルデヒド	